

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月17日京都市条例第26号）（総務局総務部総務課）

市長の選挙の投票について、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、現行の東山区の区域内の投票区に加え、上京区の区域内の投票区においても、電磁的記録式投票機（当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録できる機械をいいます。）による投票方法によることとしました。

この条例は、平成19年12月17日から施行し、上記の措置は、同日以後その期日を告示される選挙について適用することとしました。

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月17日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第26号

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上京区」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(総務局総務部総務課)